

遊漁船への安全設備義務化にかかる補足説明資料

(2025.7月)

- ①: 遊漁船への適用日と経過措置の実施予定について
- ②: 平水区域の定義とその区域図について
- ③: 自船の航行区域を水温を示す海域早見マップと比較する方法
- ④: いかだ等の搭載を要しない方法を組み合わせた例について

①： 遊漁船への適用日と経過措置の
実施予定について

遊漁船への適用日と経過措置の実施予定について

- 遊漁船(※)に対する安全設備の義務化適用日は、令和7年7月現時点で未定ですが、遊漁船への適用日が決定された場合、適用日以降も、一定の期間、経過措置(：一定の期間は設置を求めない)を設けることが予定されています。

※ 遊漁船業の適正化に関する法律にいう遊漁船

- 先行して安全設備の搭載義務化が始まっている、海上運送法上の事業船の場合、以下のような経緯となりました。

①：海上運送法の事業船への補助金公募期間 R5.4.26 ~ R6.10.31まで

(もともとはR6.1.31までだったものが、R6.10.31まで延長されました。)

②：海上運送法の事業船への適用日 (以下のとおりに決まりました。)

安全設備の種類	旅客13人以上	旅客12名以下
無線	R6.4.1 (許可船以外※)	R7.6.1
非常用位置等発信装置	R6.4.1	R7.4.1
救命いかだ等	R7.4.1	R8.4.1
隔壁の水密化等	R8.4.1	R9.4.1

※許可船はR4.11.1に適用済

③：適用日以降の経過措置(実際に検査で設備の積付が確認されるタイミング)

無線 : 適用日以降にくる最初の検査(：その検査が定期検査か中間検査かは問いません。)

無線以外 : 適用日以降にくる最初の定期検査

(=この検査タイミングまでは、上記の設備を設置しなくても航行は可能。)



自船にいつから適用がなされるかの例(海上運送法の事業船の場合)

例) とある海上運送法の事業船(旅客12名以下)の検査証書・手帳の検査予定が以下のとおりの場合

船舶検査証書

第2-284号(書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査所長の番号又は換船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 船 名 A	第230-26247号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船 舶 所 有 者
5トン未満 (4.59メートル)	交通船	国 土 交 通 省
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、岩手県御箱崎灯台から90度に引いた線と、宮城県南三陸町志津川を経て、同県花淵灯台から145度に引いた線の間における本州の海岸から20海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅 客	12人
	船 員	2人
	その他の乗船者	0人
	計	14人
制限気圧		
その他の航行上の条件		
有効期間	令和10年4月22日まで	

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和5年4月11日(東京)

日本小型船舶検査機構



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日及び事務所
令和5年1月22日から 令和5年4月22日まで	第5回 定期検査	主機換装	令和5年4月11日 東京支部 
令和6年1月22日から 令和7年7月22日まで	第一種 中間検査		
令和10年1月22日から 令和10年4月22日まで	第6回 定期検査		

自船にいつから適用がなされるかの例(海上運送法の事業船の場合)

前ページの船の場合、各設備の設置が求められるタイミングは以下のとおりとなります。

- 無線 R7.6.1以降の最初の検査 ⇒ 第6回定期検査(R10.1.22～R10.4.22)
(第一種中間検査をR7.5月末までに受検完了した場合)
- ⇒ 第一種中間検査(R6.1.22～R7.7.22)
(第一種中間検査をR7.6.1前に受検完了しなかった場合)
- 非常用位置等発信装置 R7.4.1以降の最初の定期検査⇒第6回定期検査(R10.1.22～R10.4.22)
- 救命いかだ等 R8.4.1以降の最初の定期検査⇒第6回定期検査(R10.1.22～R10.4.22)
- 隔壁の水密化等 R9.4.1以降の最初の定期検査⇒ 第6回定期検査(R10.1.22～R10.4.22)

この船の場合、「R6.1.22～R7.7.22で指定されている第一種中間検査」を、R7.5月末までに受検完了した場合は、すべての設備の設置タイミングは、次回の第6回定期検査となります。
(R10.1.22～R10.4.22の第6回定期検査のときまでは、各安全設備の設置は不要で、従前どおりの営業航行が可能です。)

令和7年7月現時点で、遊漁船に対し、適用日後に、どの程度の経過措置期間を設けるかは未定ですが、経過措置期間を設けることは予定されています。このため、この海上運送法の事業船の場合の実際の経過措置期間を参照いただき、各自がお持ちの船の証書・手帳をご確認いただいて、自船の場合、どのタイミングでやってくる検査で、積付が確認されることになるのか、ある程度の目安を把握いただければと思います。

②:平水区域の定義とその区域図について

平水区域について

- 船舶安全法上では平水、沿海、近海、遠洋の大きく4つの区域に大別されて船舶の安全設備に対する技術基準が決められています。
 - このうち平水区域とは、船舶安全法施行規則第1条第6項で規定され、湖、川及び港内の水域並びに全国で個別に指定されている水域（1号～49号）のことで、上記の4つの区域のうち最も海面が穏やかな水域を指します。
 - 今回の安全設備の強化は、平水区域を超えて航行する遊漁船に対して課されるものとなります。（ただし、一部例外あり。※1、※2参照）
- （※1：無線については、湖川港内以外の平水区域及び琵琶湖で事業を行う場合は、無線施設免除申請を検査のタイミングであわせて提出することによって、携帯電話を無線設備として使用することができます。）
- （※2：いかだ等の場合は、この航行区域に加え、さらに、水温の条件が加わりますので、平水区域であっても水温が10度未満の場合は、積付けが必要となり、一部の規模の大きい水域は、湖であってもいかだ等が要求されます。なお、島根県においては、宍道湖と中海は平水区域ですが、水温10度未満でいかだ等が必要となる水域です。ただし、船舶検査証書上で、旅客の搭載が宍道湖のみに制限されている場合は、遊漁船の適正化に関する法律における遊漁船に該当していないため、取扱いそのものが変わります。（スライド22ページ参照）

航行区域の区域図について

以下のJCIのホームページで、平水区域やその他の航行区域を図で把握することが可能です。

JCI 日本小型船舶検査機構
Japan Craft Inspection Organization

Google 提供

TOP <https://jci.go.jp/areamap/index.html>

ホーム > 航行区域参考図

航行区域参考図

航行区域参考図について

お客様が所有している小型船舶が航行できる範囲は、 船舶検査証書の「航行区域又は従業制限欄」に文章で記載されていますが、文章だけではどこまで航行可能なか理解し難いのが現状です。
このため、JCIでは、船舶検査証書に記載されている「航行区域」をわかりやすく表現した「航行区域参考図」を作成しました。
また、小型船舶のご購入を検討されている方にも、限定沿海区域の「航行区域」をご確認いただけるように、都道府県またはJCI支部からも検索できるようになっていますので、是非ご利用ください。

検索方法

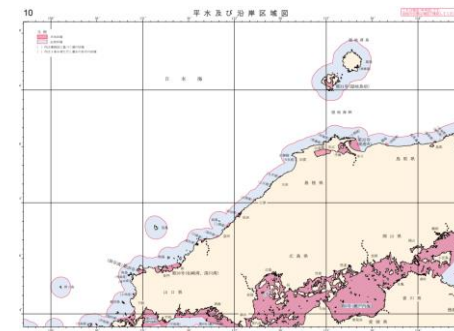
リンク先から参考図のPDFファイルを表示または検索できます。

航行区域は、必ず 船舶検査証書の「航行区域又は従業制限欄」でご確認ください。

航行区域等	参考図の表示方法	リンク先
平水区域 沿岸区域	リンク先の索引図からエリアを選択して該当の参考図を表示できます。	→ 詳細
限定沿海区域 (可搬型小型船舶以外)	小型船舶を所有されているお客様 リンク先の「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」から該当の参考図を検索できます。	→ 詳細
	小型船舶の購入をご検討中のお客様や航行区域の変更をご検討中のお客様 「都道府県」または「JCI支部」の名称から検索できます。	→ 詳細
限定沿海区域 (可搬型小型船舶)	水上オートバイ、その他の自動車等で運搬・使用される可搬型小型船舶の航行区域は、用語解説をご参照ください。	---
沿海区域 A2水域 N-STAR衛星船舶電話の通話	参考図のPDFファイルが開きます。	→ 詳細

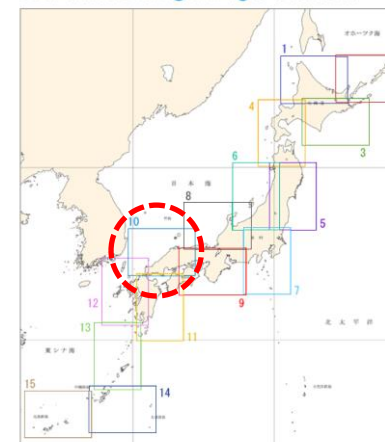


QRコードはこちらです。



平水区域及び沿岸区域

該当エリアをクリックすると平水区域①と沿岸区域②の参考図が表示されます。



10 平水及び沿岸区域図

凡 例

	平水区域
	沿岸区域

[] 内は港則法に基づく港の区域
() 内は1条6項ただし書々の告示の区域

薄青色の水域は、地図上では「沿岸区域」とされていますが、これは、小型船舶安全規則第2条第3項で規定される「沿岸小型船舶」の航行区域を示しているものです。（注：沿岸小型船舶は「沿海区域」を航行区域とする船舶のうち、その航行区域の一部に制限している船舶のことで、平水区域超えの船舶となります。）

図の薄青色部分は「平水区域」と「沿海区域内の本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の各海岸から5海里以内の水域」をあわせて、便宜上、沿岸区域と呼んでいるもので、ここには平水区域を越えた水域が含まれています。（船舶安全法上は「沿岸区域」という定義はありません。）



③：自船の航行区域を水温を示す海域早見マップと比較する方法

(いかに等の搭載を要しない方法を検討する際に活用できます。)

自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法 (1/4)

以下のJCIのホームページで、自船の航行区域を図で把握することが可能です。

JCI 日本小型船舶検査機構

QRコードはこちらです



<https://jci.go.jp/areamap/genteienkai.html#shoyuu>

TOP

手続案内

検査制度

登録制度

ホーム > 航行区域参考図 > 航行区域検索ページ (限定沿海)

航行区域検索ページ (限定沿海)

限定沿海区域 (可搬型小型船舶以外) の参考図の検索

限定沿海区域 (可搬型小型船舶以外) の参考図は、以下から検索できます。

なお、水上オートバイ、その他の自動車等で運搬し使用される可搬型小型船舶は、発着地点を限定することができないため、参考図は作成しておりません。

小型船舶を所有されているお客様

「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力して検索ボタンをクリックしてください。①入力します。

★印の項目は必須です。

船舶検査済票の番号 ★	-	※半角で「-」前後の数字を入力してください
船舶の長さ ★	. m	※小数点第2位まで入力してください (入力例: 5.00)

・「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力してください。

「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」は、お手持ちの 船舶検査証書、 船舶検査手帳または 船舶検査のご案内でご確認ください。

・沿岸区域を航行することができる場合には、そちらの区域も合わせてご確認ください。

・漁ろうに従事する場合の水域や、搭載する設備の条件により、沖合の距離が制限されている水域には対応しておりません。

・一部の水域はファイル準備中のため、アイコンのみが表示される場合があります。

・市町村合併などにより航行区域の記載内容は随時見おしています。このため、お手持ちの船舶検査証書の記載と異なる場合がありますが、航行に支障はございません。なお、次回定期検査や船舶検査証書の書換え又は再交付の際に最新の内容に自動的に書換えられます。

検索

②入力したら、検索ボタンを押します。

船舶検査証書

第2-284号 (書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査証書の番号又は換船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 船 A	第230-26247号	島根県浜田市
総トン数又は船舶の長さ 5トン未満 (4.59メートル)	用途 小型兼用船	船舶所有者 国土交通省
航行区域又は従業制限 国際航海に従事する船舶にあつてはその旨	沿海区域 ただし、 (イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から12海里以内の水域に限る。 (ロ)漁ろう以外のことをする間は、島根県出雲日御碕灯台から0度 に引いた線と、同県浜田市を経て、山口県モドロ岬から320度 に引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	

ご自身の船舶検査証書の「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力してください。

この例の場合、船舶検査済票の番号は230-26247、船舶の長さは4.59と入力し、下部にある検索ボタンを押します。

⑤ 海域早見マップと、図で出力された自船の航行区域を比較して、海域早見マップのうち、どのパネルのエリアに該当するかを調べます。

QRコードはこちらです。

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5AnleBwm2ioTB5271Qjjz3I&ll=42.11946062400043%2C141.4062808402586&z=9>

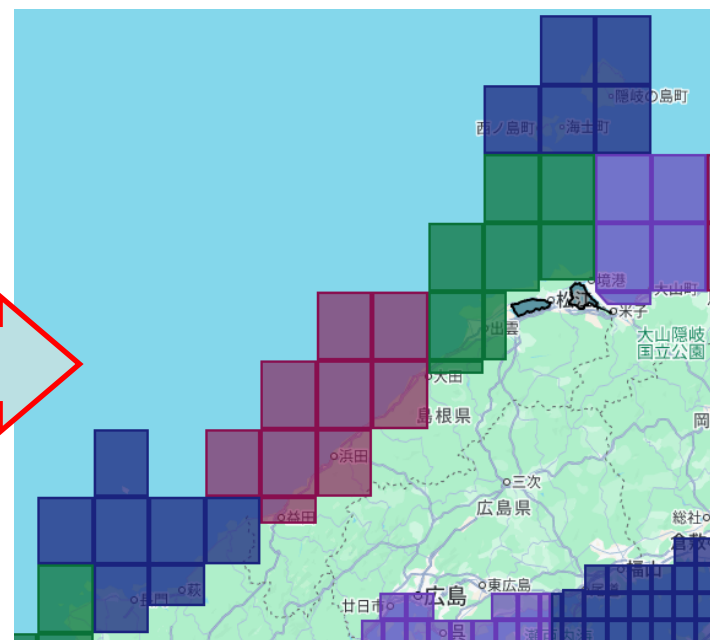


③ファイルが出力されますので、これをクリックします。

④自船の航行区域が図で出力されました。

図の薄青色のエリアが本船の航行区域を指しています。

この左の図を、
右の海域早見
マップと比較し
ていきます。



自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法 (3/4)

← 505_隠岐沿岸_02

名前

505_隠岐沿岸_02

説明

【隠岐沿岸】

- ・ 10度未満：なし
- ・ 15度未満：1/3~4/30
- ・ 20度未満：11/8~6/12
- ・ 20度以上：上記期間以外

【緯度経度情報】

(緯度)

- ・ 南北の北端：北緯36.25度
- ・ 南北の南端：北緯36度

(経度)

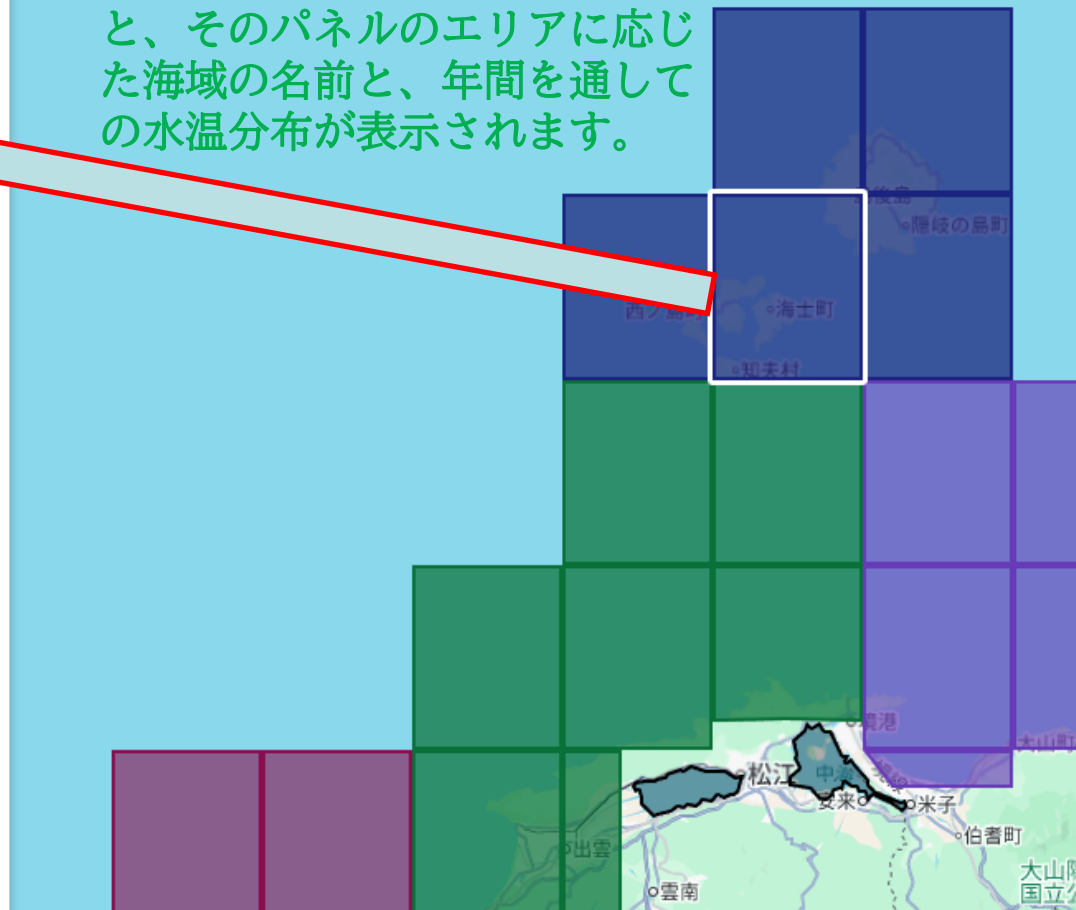
- ・ 東西の東端：東経133.25度
- ・ 東西の西端：東経133度

・ 濃い青色パネル部の海域番号は505で、名前は「505_隠岐沿岸_02」です。

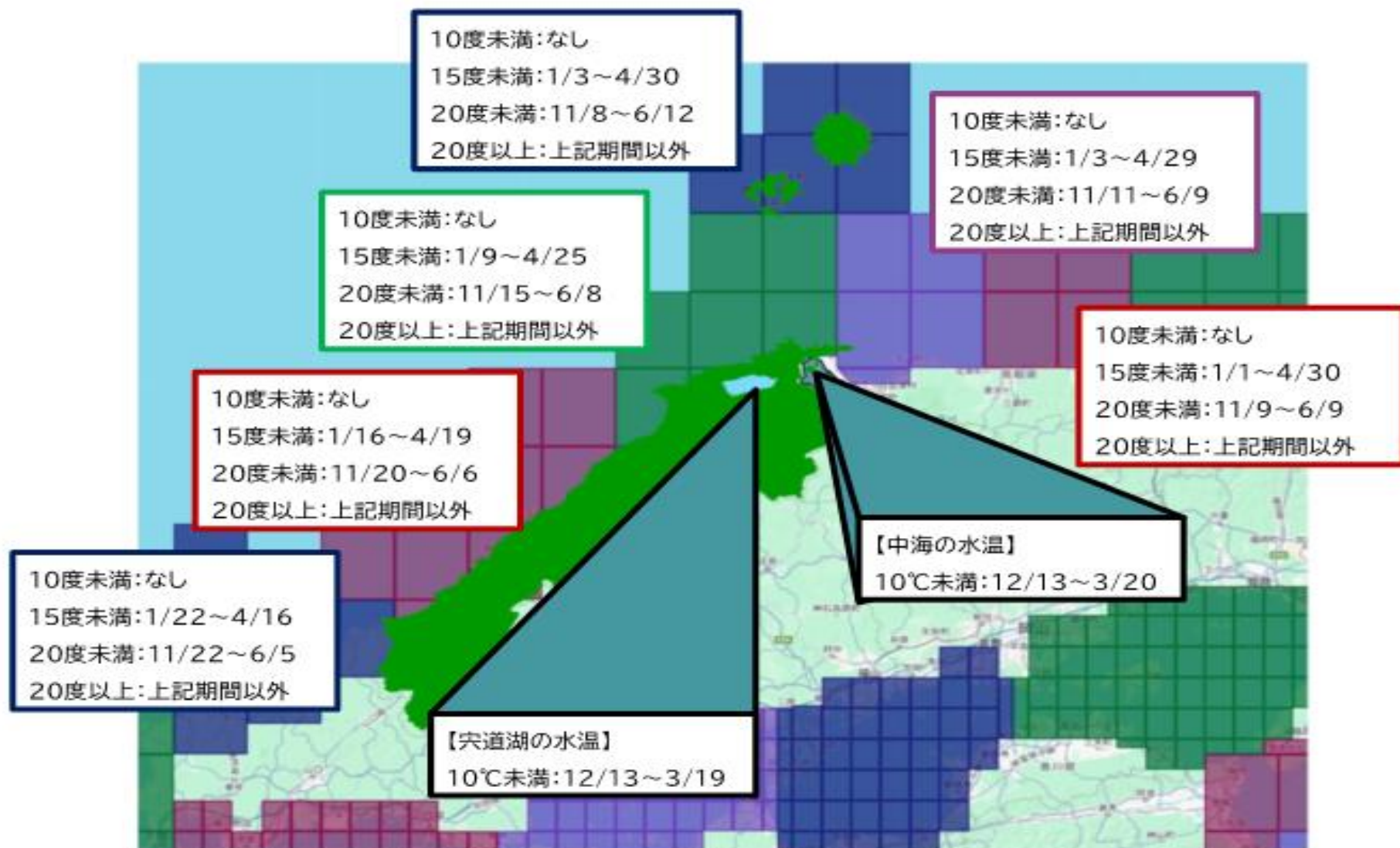
・ 年間を通しての水温分布は上記のとおりです。
(青色パネル部分は、すべて同じ条件の海域です。)

この地図はユーザーによって作成されたものです。詳しくは、[独自の地図を作成する方法についての記事](#)をご覧ください。

⑥ 水温の海域早見マップを開き、いずれかのパネルをタップすると、そのパネルのエリアに応じた海域の名前と、年間を通しての水温分布が表示されます。



自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法 (4/4)



島根県周辺の海域早見マップの各パネルの水温は上図のとおりです。
 このうち、水温が20度未満となる期間が、水温条件上いかだの積み付けが求められる期間となります。（これに加え、船舶の航行区域でさらに対象となる船舶は絞られます。）

④:いかに等の搭載を要しない方法を
を組合わせた例について

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例 (1/6)

対象船舶

➤ 以下の①又は②に該当する船舶のうち、**一定の水温を下回る水域・海域を航行する船舶**が義務化の対象。

- ① 旅客定員13人以上の船舶
- ② 旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)

航行する水域の最低水温	対象船舶※1
10℃未満	すべての船舶 (河川、港内、一部の湖を航行するものを除く※2)
10℃以上15℃未満	平水区域を超えて航行する船舶
15℃以上20℃未満	平水区域を超えて航行する船舶 (船内に浸水しない構造を有するものまたは母港から5海里以内のみを航行するものを除く)

※1 船舶検査証書の航行区域で判断

※2 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、**中海**、屈斜路湖、**央道湖**又は支笏湖が**対象**であり、それ以外の湖を航行する船舶は非対象

➤ 上記に該当する船舶は、以下のいずれかを義務化。

救命いかだ等の搭載

乗移時の落水危険性を軽減させた改良型「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」を搭載



(注) 水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合はスライダーを併せて搭載

救命いかだ等の搭載を要しない方法の実施

- 方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行
- 方法② 伴走船と航行 (旅客を搭載した営業船(救助定員は確保)での相互伴走も可)
- 方法③ 救助船を配備 (水温10℃未満の時期:5分以内、10℃以上15℃未満の時期:10分以内、15℃以上20℃未満の時期:30分以内に現場に到着)
- 方法④ 船内に浸水しない構造 (水温15℃以上20℃未満の時期のみ)
- 方法⑤ 母港から5海里以内の航行 (水温15℃以上20℃未満の時期のみ)

方法②及び方法③における特例

船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を予め決定することも可。

救命いかだ等の搭載を要しない方法には**上記の①～⑤の5つ**があります。
この5つは組み合わせて利用することが可能です。この例をお示しします。

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(2/6)

例) とある漁船・遊漁船の兼用船の検査証書（ここでは島根県の海域を例としてご紹介します。）

船舶検査証書

第2- 284号(書換)

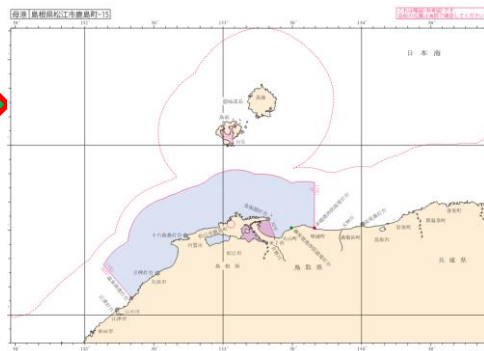
船種及び船名	船舶番号、船舶検査官の番号又は換船登録番号	船舶港又は定係港
汽船 船 A	第230-26247号	島根県松江市
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (4.59メートル)	小型兼用船	国土交通省

航行区域又は従業制限

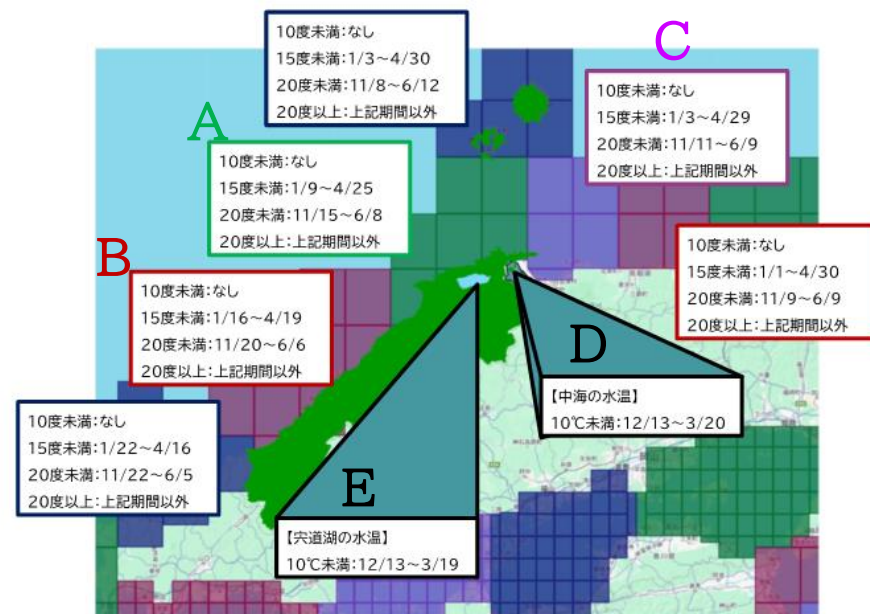
沿海区域

ただし、
(イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から12海里以内の水域に限る。

(ロ)ただし、鳥取県赤碕港沖防波堤灯台から0度に引いた線と、島根県松江市鹿島町を経て、同県温泉津港灯台から320度に引いた線の間における本邦の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。



この複数の水域の水温期間を合体させる作業は、国土交通省のHPからダウンロードできる申告書の作成ファイルを使えば自動で行うことができます。



- 説明の前提として、本船は船首から船尾まで全通する甲板を有している船とします。
(いかだの搭載を要しない方法④が適用可能な船です。)
- この船の航行区域の記載のうち、(イ)は本船を漁船として使用する場合のため、この記載は、今回の設備義務化とは関係がありません。(ロ)が本船を遊漁船として使用する場合の航行区域となります。この航行区域を、先に示した方法で図に変換し、海域マップと比較すると、図のA、B、C、D、Eのエリアとなることがわかりました。

●例1) 日本海側A,B,Cの海域でのみ営業する場合

D,Eを除く残りのA、B、Cの水域の期間を総合すると以下のとおりとなります。

- :20度以上 ⇒ 6/10～11/10
- :15度以上20度未満 ⇒ 4/30～6/9、11/11～1/2
- :10度以上15度未満 ⇒ 1/3～4/29
- :10度未満 ⇒ なし

●例2) Dの中海、Eの宍道湖のみ(いずれも平水区域)で営業する場合

- :10度未満 ⇒ 12/13～3/20

いかに等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(3/6)

●例1) 日本海側A,B,Cの海域でのみ営業する場合

期間 (1月～12月)	水温	いかに等の搭載を免除するための特例(方法)	組合せ 例1	組合せ 例2	備考
1/1～1/2	15度～20度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船の特例を使って、船団で営業を行う。 方法③ : 救助船を配備する。(30分以内到着) 方法④ : 船内に浸水しない構造(この例では全通甲板) 方法⑤ : 母港(港域の境界)から5海里以内航行とする。	方法④	方法④	方法④を使う場合、これは船の仕様そのものなので、この期間、船舶所有者のほうで追加で講じる措置は実質的には何ものではありません。
1/3～4/29	10度～15度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船と航行。 方法③ : 救助船を配備する。(10分以内到着)	方法①	方法②	方法④と方法⑤は水温が15度未満となる時期は使えないため、使える方法は①②③のいずれかとなります。
4/30～6/9	15度～20度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船の特例を使って、船団で営業を行う。 方法③ : 救助船を配備する。(30分以内到着) 方法④ : 船内に浸水しない構造(この例では全通甲板) 方法⑤ : 母港(港域の境界)から5海里以内航行とする。	方法④	方法④	方法④を使う場合、これは船の仕様そのものなので、この期間、船舶所有者のほうで追加で講じる措置は実質的には何ものではありません。
6/10～11/10	20度以上	特例の適用自体が不要で、いかに不要で、従前どおり遊漁船としての営業航行が可能な期間です。	—	—	今回の改正では、水温が20度以上の期間は、そもそも、いかにの積付が要求されていません。
11/11～12/31	15度～20度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船の特例を使って、船団で営業を行う。 方法③ : 救助船を配備する。(30分以内到着) 方法④ : 船内に浸水しない構造(この例では全通甲板) 方法⑤ : 母港(港域の境界)から5海里以内航行とする。	方法④	方法④	方法④を使う場合、これは船の仕様そのものなので、この期間、船舶所有者のほうで追加で講じる措置は実質的には何ものではありません。

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(4/6)

例1の場合、本船に新たに発給される証書の時点イメージは以下のとおりとなります。

船舶検査証書

第2- 284号(書換)

船 種 及 び 船 名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船 籍 港 又 は 定 係 港
汽船 船 A		第230-26247号	島根県松江市
総トン数又は船舶の長さ		用 途	船 舶 所 有 者
5トン未満 (4.59メートル)		小型兼用船	国 土 交 通 省
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、 (イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から12海里以内の水域に限る。 (ロ)ただし、鳥取県赤碕港沖防波堤灯台から0度に引いた線と、島根県松江市鹿島町を経て、同県温泉津港灯台から320度に引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。		
最大とう 載人員	旅 客	13人	
	船 員	2人	
	その他の乗船者	0人	
	計	15人	
制 限 汽 圧		_____	
その他の航行上の条件		別紙の水域A,B,C以外においては、旅客を搭載して航行の用に供することを禁止する。	

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(5/6)

●例2) Dの中海、Eの穴道湖のみ(いずれも平水区域)で営業する場合

期間 (1月～12月)	水温等	いかだ等の搭載を免除するための特例(方法)	組合せ 例1	組合せ 例2	備考
1/1～3/20	10度未満	方法① : 遊漁船として航行しない。 方法② : 伴走船と航行。 方法③ : 救助船を配備する。(5分以内到着)	方法①	方法②	方法④と方法⑤は水温が15度未満となる時期は使えないため、使える方法は①②③のいずれかとなります。
3/21～12/12	10度以上 かつ 平水区域	特例の適用自体が不要で、いかだ不要で、従前どおり遊漁船としての営業航行が可能な期間です。	—	—	今回の改正では、水温が10度以上かつ平水区域の場合は、そもそも、いかだの積付が要求されていません。
12/13～12/31	10度未満	方法① : 遊漁船として航行しない。 方法② : 伴走船と航行。 方法③ : 救助船を配備する。(5分以内到着)	方法①	方法②	方法④と方法⑤は水温が15度未満となる時期は使えないため、使える方法は①②③のいずれかとなります。

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(6/6)

例2の場合、本船に新たに発給される証書の時点イメージは以下のとおりとなります。

船舶検査証書

第2- 284号(書換)

船 種 及 び 船 名		船舶番号、船舶検査証書の番号又は漁船登録番号	船 籍 港 又 は 定 係 港
汽船 船 A		第230-26247号	島根県松江市
総トン数又は船舶の長さ		用 途	船 舶 所 有 者
5トン未満 (4.59メートル)		小型兼用船	国 土 交 通 省
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、 (イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から12海里以内の水域に限る。 (ロ)ただし、鳥取県赤碕港沖防波堤灯台から0度に引いた線と、島根県松江市鹿島町を経て、同県温泉津港灯台から320度に引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。		
最大とう 載人員	旅 客	13人	
	船 員	2人	
	その他の乗船者	0人	
	計	15人	
制 限 汽 圧		_____	
その他の航行上の条件		別紙の水域D,E以外においては、旅客を搭載して航行の用に供することを禁止する。	

宍道湖のみを航行する釣り客を乗せる船舶の取扱い

宍道湖は、遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊適法）上、農林水産大臣が定める内水面に含まれていないため、**宍道湖のみで釣り客を乗せる事業は、遊適法にいう遊漁船業に該当しません。**このため、釣り客を乗せる船舶であって**船舶検査証書上で旅客の搭載が宍道湖のみに制限される場合に限り**、今回の安全設備義務化については以下のような取扱いとなります。

●船舶検査証書の旅客定員が**13名以上**の場合

- ⇒ 遊適法における遊漁船にも、海上運送法の事業船にも該当しませんが「旅客船」に該当することになるため、この場合、令和7年7月現時点で、各安全設備の適用日は既に決定しています。
- ⇒ 宍道湖は、湖（琵琶湖を除く）となるため、このうち、法定無線設備、非常用位置等発信装置、隔壁の水密化等については適用対象外です。
- ⇒ 宍道湖において、水温が10度未満となる期間（12/13～3/19）に営業航行する場合であって、伴走船や救助船を配備しない場合に限り、いかだ等については適用されます。適用日は令和7年4月1日で、経過措置は同適用日以降の最初の定期検査までです。（：令和7年4月1日以降にくる最初の定期検査で、いかだ等の積付けを行っているか、いかだ等の搭載を要しない方法を実施するかの確認がなされることとなります。）

●船舶検査証書の旅客定員が**12名以下**の場合

- ⇒ 今回の安全設備はすべて適用対象外となります。
- ⇒ このため、旅客定員が13名以上の船舶が、12/13～3/19の間だけ、旅客定員を12名以下に落とした場合も、今回の安全設備はすべて適用対象外となります。